

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第1号

改正案	現行																																				
<p>別紙様式第1号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> 業 務 報 告</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 年 月 日 備付</p> <p style="text-align: center;">住 所 労働金庫名 理 事 長 氏 名 印</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当庫の現況 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事務所等の状況</p> <p>イ. 事務所数 (略) (記載上の注意)</p> <p>1. <u>当該労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（労働金庫法第94条第3項において準用する銀行法第52条の61第2項の規定により労働金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1. <u>当該労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>ハ. <u>労働金庫代理業者の一覧</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">氏名又は名称</th> <th style="width: 40%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width: 30%;">労働金庫代理業 以外の主要業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意) <u>当年度末時点における当該労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者を記載すること。</u></p> <p>ニ. <u>労働金庫が営む銀行代理業等の状況</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 100%;">所属金融機関の商号又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td></tr> <tr><td> </td></tr> </tbody> </table>	氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	労働金庫代理業 以外の主要業務																所属金融機関の商号又は名称			<p>別紙様式第1号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle; text-align: center;">年 月 日から 年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> 業 務 報 告</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 年 月 日 備付</p> <p style="text-align: center;">住 所 労働金庫名 理 事 長 氏 名 印</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当庫の現況 (1)～(4) (略)</p> <p>(5) 事務所等の状況</p> <p>イ. 事務所数 (略) (記載上の注意)</p> <p>1. <u>労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況 (略) (記載上の注意)</p> <p>1. <u>労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u></p> <p>2. (略)</p> <p>ハ. <u>労働金庫代理業者数の推移</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">前 年 度 末</th> <th style="width: 50%;">当 年 度 末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>ニ. <u>当年度新規労働金庫代理業者</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">氏名又は名称</th> <th style="width: 30%;">主たる事務所の所在地</th> <th style="width: 40%;">主要な他業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	前 年 度 末	当 年 度 末					氏名又は名称	主たる事務所の所在地	主要な他業務						
氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	労働金庫代理業 以外の主要業務																																			
所属金融機関の商号又は名称																																					
前 年 度 末	当 年 度 末																																				
氏名又は名称	主たる事務所の所在地	主要な他業務																																			

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第1号

改正案	現 行															
<div data-bbox="145 177 618 236" style="border: 1px solid black; height: 37px; width: 211px;"></div> <p data-bbox="145 240 280 261">(記載上の注意)</p> <p data-bbox="174 269 1108 405">当該労働金庫が銀行代理業等（銀行法第2条第14項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第16条の5第2項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法第85条の2第2項に規定する信用金庫代理業、労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第6条の3第2項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第92条の2第2項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第121条の2第2項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法第95条の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。）を営む場合に記載すること。</p> <p data-bbox="145 438 219 459">(削る)</p> <p data-bbox="145 807 945 831">ホ. 当年度の労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況</p> <p data-bbox="145 836 197 857">(略)</p> <p data-bbox="145 865 271 885">(記載上の注意)</p> <p data-bbox="174 893 1108 943">当該労働金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所について開設又は廃止に区分して記載すること。</p> <p data-bbox="118 976 315 1000">(6)～(7) (略)</p> <p data-bbox="107 1034 190 1054">3. (略)</p>	<p data-bbox="1160 237 1290 258">(記載上の注意)</p> <p data-bbox="1200 266 1742 287">当年度に新規に許可を受けた労働金庫代理業者について記載すること。</p> <p data-bbox="1155 435 1821 459">ホ. 労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移</p> <table border="1" data-bbox="1160 461 2024 716"> <thead> <tr> <th data-bbox="1160 461 1453 512"></th> <th data-bbox="1453 461 1744 512">前 年 度 末</th> <th data-bbox="1744 461 2024 512">当 年 度 末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1160 512 1453 563"></td> <td data-bbox="1453 512 1744 563"></td> <td data-bbox="1744 512 2024 563"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 563 1453 614"></td> <td data-bbox="1453 563 1744 614"></td> <td data-bbox="1744 563 2024 614"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 614 1453 665"></td> <td data-bbox="1453 614 1744 665"></td> <td data-bbox="1744 614 2024 665"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1160 665 1453 716">合 計</td> <td data-bbox="1453 665 1744 716"></td> <td data-bbox="1744 665 2024 716"></td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1155 721 1290 742">(記載上の注意)</p> <p data-bbox="1200 750 1496 770">適宜地区別に区分して記載すること。</p> <p data-bbox="1155 804 1982 828">ハ. 当年度の労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況</p> <p data-bbox="1155 833 1211 853">(略)</p> <p data-bbox="1155 861 1285 882">(記載上の注意)</p> <p data-bbox="1200 890 1505 911">開設又は廃止に区分して記載すること。</p> <p data-bbox="1128 973 1330 997">(6)～(7) (略)</p> <p data-bbox="1120 1031 1202 1051">3. (略)</p>		前 年 度 末	当 年 度 末										合 計		
	前 年 度 末	当 年 度 末														
合 計																

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第2号

改正案	現 行
<p>別紙様式第2号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 住 所</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 備付 労働金庫名</p> <p style="text-align: center;">理 事 長 氏 名 印</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p><u>(21) 資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u></p> <p><u>(22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2. ～6. (略)</p>	<p>別紙様式第2号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期（ 年 月 日現在）貸借対照表</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 住 所</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 備付 労働金庫名</p> <p style="text-align: center;">理 事 長 氏 名 印</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</u></p> <p>2. ～6. (略)</p>

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第4号

改正案	現 行																																																																																
<p>別紙様式第4号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;">年 月 日から 年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> 附属明細書</p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>年 月 日 作成 年 月 日 備付</span> <span>住 所 労働金庫名 理 事 長 氏 名 印</span> </p> <p>1. 計算書類に関する事項 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 経 費 <span style="float: right;">(単位：千円)</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">区 分</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>人 件 費</td><td></td></tr> <tr><td>報 酬 給 料 手 当</td><td></td></tr> <tr><td>退 職 給 付 費 用</td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td></td></tr> <tr><td>物 件 費</td><td></td></tr> <tr><td>事 務 費</td><td></td></tr> <tr><td>(うち旅費・交通費)</td><td>( )</td></tr> <tr><td>(うち通信費)</td><td>( )</td></tr> <tr><td>(うち事務機械賃借料)</td><td>( )</td></tr> <tr><td>(うち事務委託費)</td><td>( )</td></tr> <tr><td>固 定 資 産 費</td><td></td></tr> <tr><td>(うち土地建物賃借料)</td><td>( )</td></tr> <tr><td>(うち保全管理費)</td><td>( )</td></tr> <tr><td>事 業 費</td><td></td></tr> <tr><td>(うち広告宣伝費)</td><td>( )</td></tr> <tr><td>(うち交際費・寄贈費・諸会費)</td><td>( )</td></tr> <tr><td>人 事 厚 生 費</td><td></td></tr> <tr><td>減 価 償 却 費</td><td></td></tr> <tr><td>(削る)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	人 件 費		報 酬 給 料 手 当		退 職 給 付 費 用		そ の 他		物 件 費		事 務 費		(うち旅費・交通費)	( )	(うち通信費)	( )	(うち事務機械賃借料)	( )	(うち事務委託費)	( )	固 定 資 産 費		(うち土地建物賃借料)	( )	(うち保全管理費)	( )	事 業 費		(うち広告宣伝費)	( )	(うち交際費・寄贈費・諸会費)	( )	人 事 厚 生 費		減 価 償 却 費		(削る)		<p>別紙様式第4号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;">年 月 日から 年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> 附属明細書</p> <p style="display: flex; justify-content: space-between;"> <span>年 月 日 作成 年 月 日 備付</span> <span>住 所 労働金庫名 理 事 長 氏 名 印</span> </p> <p>1. 計算書類に関する事項 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 経 費 <span style="float: right;">(単位：千円)</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">区 分</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>人 件 費</td><td></td></tr> <tr><td>報 酬 給 料 手 当</td><td></td></tr> <tr><td>退 職 給 付 費 用</td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td></td></tr> <tr><td>物 件 費</td><td></td></tr> <tr><td>事 務 費</td><td></td></tr> <tr><td>(うち旅費・交通費)</td><td>( )</td></tr> <tr><td>(うち通信費)</td><td>( )</td></tr> <tr><td>(うち事務機械賃借料)</td><td>( )</td></tr> <tr><td>(うち事務委託費)</td><td>( )</td></tr> <tr><td>固 定 資 産 費</td><td></td></tr> <tr><td>(うち土地建物賃借料)</td><td>( )</td></tr> <tr><td>(うち保全管理費)</td><td>( )</td></tr> <tr><td>事 業 費</td><td></td></tr> <tr><td>(うち広告宣伝費)</td><td>( )</td></tr> <tr><td>(うち交際費・寄贈費・諸会費)</td><td>( )</td></tr> <tr><td>人 事 厚 生 費</td><td></td></tr> <tr><td><u>有 形 固 定 資 産 償 却</u></td><td></td></tr> <tr><td><u>無 形 固 定 資 産 償 却</u></td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	人 件 費		報 酬 給 料 手 当		退 職 給 付 費 用		そ の 他		物 件 費		事 務 費		(うち旅費・交通費)	( )	(うち通信費)	( )	(うち事務機械賃借料)	( )	(うち事務委託費)	( )	固 定 資 産 費		(うち土地建物賃借料)	( )	(うち保全管理費)	( )	事 業 費		(うち広告宣伝費)	( )	(うち交際費・寄贈費・諸会費)	( )	人 事 厚 生 費		<u>有 形 固 定 資 産 償 却</u>		<u>無 形 固 定 資 産 償 却</u>	
区 分	金 額																																																																																
人 件 費																																																																																	
報 酬 給 料 手 当																																																																																	
退 職 給 付 費 用																																																																																	
そ の 他																																																																																	
物 件 費																																																																																	
事 務 費																																																																																	
(うち旅費・交通費)	( )																																																																																
(うち通信費)	( )																																																																																
(うち事務機械賃借料)	( )																																																																																
(うち事務委託費)	( )																																																																																
固 定 資 産 費																																																																																	
(うち土地建物賃借料)	( )																																																																																
(うち保全管理費)	( )																																																																																
事 業 費																																																																																	
(うち広告宣伝費)	( )																																																																																
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	( )																																																																																
人 事 厚 生 費																																																																																	
減 価 償 却 費																																																																																	
(削る)																																																																																	
区 分	金 額																																																																																
人 件 費																																																																																	
報 酬 給 料 手 当																																																																																	
退 職 給 付 費 用																																																																																	
そ の 他																																																																																	
物 件 費																																																																																	
事 務 費																																																																																	
(うち旅費・交通費)	( )																																																																																
(うち通信費)	( )																																																																																
(うち事務機械賃借料)	( )																																																																																
(うち事務委託費)	( )																																																																																
固 定 資 産 費																																																																																	
(うち土地建物賃借料)	( )																																																																																
(うち保全管理費)	( )																																																																																
事 業 費																																																																																	
(うち広告宣伝費)	( )																																																																																
(うち交際費・寄贈費・諸会費)	( )																																																																																
人 事 厚 生 費																																																																																	
<u>有 形 固 定 資 産 償 却</u>																																																																																	
<u>無 形 固 定 資 産 償 却</u>																																																																																	

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第4号

改正案		現行	
そ の 他		そ の 他	
税 金		税 金	
合 計		合 計	
(記載上の注意) (略)		(記載上の注意) (略)	
(7) (略)		(7) (略)	
2. (略)		2. (略)	

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第5号

改正案	現 行																														
<p>別紙様式第5号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">⎧</span> 年 月 日から <span style="font-size: 2em;">⎫</span> 業務報告  <span style="font-size: 2em;">⎨</span> 年 月 日まで <span style="font-size: 2em;">⎩</span></p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 住 所  年 月 日 備付 労働金庫連合会名  理 事 長 氏 名 印</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当会の現況  (1)～(4) (略)  (5) 事務所等の状況  イ. 事務所数  (略)  (記載上の注意)  1. <u>当該労働金庫連合会を所属労働金庫とする労働金庫代理業者（労働金庫法第94条第3項において準用する銀行法第52条の61第2項の規定により労働金庫代理業者とみなされる金庫等を含む。以下同じ。）が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u>  2. (略)</p> <p>ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況  (略)  (記載上の注意)  1. <u>当該労働金庫連合会を所属労働金庫とする労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u>  2. (略)</p> <p>ハ. <u>労働金庫代理業者の一覧</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">氏名又は名称</th> <th style="width:40%;">主たる営業所又は事務所の所在地</th> <th style="width:40%;">労働金庫代理業 以外の主要業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>(記載上の注意)  <u>当年度末時点における当該労働金庫連合会を所属労働金庫とする労働金庫代理業者を記載すること。</u></p> <p>ニ. <u>労働金庫連合会が営む銀行代理業等の状況</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:100%;">所属金融機関の商号又は名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td></tr> </tbody> </table>	氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	労働金庫代理業 以外の主要業務																所属金融機関の商号又は名称		<p>別紙様式第5号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">⎧</span> 年 月 日から <span style="font-size: 2em;">⎫</span> 業務報告  <span style="font-size: 2em;">⎨</span> 年 月 日まで <span style="font-size: 2em;">⎩</span></p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 住 所  年 月 日 備付 労働金庫連合会名  理 事 長 氏 名 印</p> <p>1. (略)</p> <p>2. 当会の現況  (1)～(4) (略)  (5) 事務所等の状況  イ. 事務所数  (略)  (記載上の注意)  1. <u>労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u>  2. (略)</p> <p>ロ. 当年度の事務所の開設・廃止状況  (略)  (記載上の注意)  1. <u>労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所を除いて記載すること。</u>  2. (略)</p> <p>ハ. <u>労働金庫代理業者数の推移</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">前 年 度 末</th> <th style="width:50%;">当 年 度 末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>ニ. <u>当年度新規労働金庫代理業者</u></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:30%;">氏名又は名称</th> <th style="width:30%;">主たる事務所の所在地</th> <th style="width:40%;">主要な他業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	前 年 度 末	当 年 度 末			氏名又は名称	主たる事務所の所在地	主要な他業務			
氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	労働金庫代理業 以外の主要業務																													
所属金融機関の商号又は名称																															
前 年 度 末	当 年 度 末																														
氏名又は名称	主たる事務所の所在地	主要な他業務																													

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第5号

改正案	現 行															
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> <p><u>(記載上の注意)</u>            当該労働金庫連合会が銀行代理業等（銀行法第2条第14項に規定する銀行代理業、長期信用銀行法第16条の5第2項に規定する長期信用銀行代理業、信用金庫法第85条の2第2項に規定する信用金庫代理業、労働金庫代理業、協同組合による金融事業に関する法律第6条の3第2項に規定する信用協同組合代理業、農業協同組合法第92条の2第2項に規定する特定信用事業代理業、水産業協同組合法第121条の2第2項に規定する特定信用事業代理業及び農林中央金庫法第95条の2第2項に規定する農林中央金庫代理業をいう。）を営む場合に記載すること。</p> <p><u>(削る)</u></p> <p>ホ. 当年度の労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況            (略)            (記載上の注意)            当該労働金庫連合会を所属労働金庫とする労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所について開設又は廃止に区分して記載すること。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>3. (略)</p>	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> <div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 40px; margin-bottom: 5px;"></div> <p><u>(記載上の注意)</u>            当年度に新規に許可を受けた労働金庫代理業者について記載すること。</p> <p>ホ. 労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所数の推移</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;"></th> <th style="width: 25%; text-align: center;">前 年 度 末</th> <th style="width: 25%; text-align: center;">当 年 度 末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr><td style="height: 20px;"></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td style="text-align: center;">合 計</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(記載上の注意)</u>            適宜地区別に区分して記載すること。</p> <p>ヘ. 当年度の労働金庫代理業者が労働金庫代理業を営む営業所又は事務所の開設・廃止状況            (略)            (記載上の注意)            開設又は廃止に区分して記載すること。</p> <p>(6)～(7) (略)</p> <p>3. (略)</p>		前 年 度 末	当 年 度 末										合 計		
	前 年 度 末	当 年 度 末														
合 計																

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第6号

改正案	現 行
<p>別紙様式第6号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">第 期（ 年 月 日現在）</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 年 月 日 備付</p> <p style="text-align: right;">貸借対照表 住 所 労働金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) <u>資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u></p> <p>(22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2. ～6. (略)</p>	<p>別紙様式第6号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: right;">第 期（ 年 月 日現在）</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 年 月 日 備付</p> <p style="text-align: right;">貸借対照表 住 所 労働金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2. ～6. (略)</p>

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第8号

改正案	現 行																																																																																
<p>別紙様式第8号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;">年 月 日から 年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> 附属明細書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 労働金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印</p> <p>1. 計算書類に関する事項 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 経 費 <span style="float: right;">(単位：千円)</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">区 分</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>人 件 費</td><td></td></tr> <tr><td>報 酬 給 料 手 当</td><td></td></tr> <tr><td>退 職 給 付 費 用</td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td></td></tr> <tr><td>物 件 費</td><td></td></tr> <tr><td>事 務 費</td><td></td></tr> <tr><td>（うち旅費・交通費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち通信費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち事務機械賃借料）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち事務委託費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>固 定 資 産 費</td><td></td></tr> <tr><td>（うち土地建物賃借料）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち保全管理費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>事 業 費</td><td></td></tr> <tr><td>（うち広告宣伝費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち交際費・寄贈費・諸会費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>人 事 厚 生 費</td><td></td></tr> <tr><td>減 価 償 却 費</td><td></td></tr> <tr><td>(削る)</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	人 件 費		報 酬 給 料 手 当		退 職 給 付 費 用		そ の 他		物 件 費		事 務 費		（うち旅費・交通費）	（ ）	（うち通信費）	（ ）	（うち事務機械賃借料）	（ ）	（うち事務委託費）	（ ）	固 定 資 産 費		（うち土地建物賃借料）	（ ）	（うち保全管理費）	（ ）	事 業 費		（うち広告宣伝費）	（ ）	（うち交際費・寄贈費・諸会費）	（ ）	人 事 厚 生 費		減 価 償 却 費		(削る)		<p>別紙様式第8号（第21条第1項関係）</p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;">年 月 日から 年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span> 附属明細書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 作成 住 所 年 月 日 備付 労働金庫連合会名 理 事 長 氏 名 印</p> <p>1. 計算書類に関する事項 (1)～(5) (略)</p> <p>(6) 経 費 <span style="float: right;">(単位：千円)</span></p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:50%;">区 分</th> <th style="width:50%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>人 件 費</td><td></td></tr> <tr><td>報 酬 給 料 手 当</td><td></td></tr> <tr><td>退 職 給 付 費 用</td><td></td></tr> <tr><td>そ の 他</td><td></td></tr> <tr><td>物 件 費</td><td></td></tr> <tr><td>事 務 費</td><td></td></tr> <tr><td>（うち旅費・交通費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち通信費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち事務機械賃借料）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち事務委託費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>固 定 資 産 費</td><td></td></tr> <tr><td>（うち土地建物賃借料）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち保全管理費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>事 業 費</td><td></td></tr> <tr><td>（うち広告宣伝費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>（うち交際費・寄贈費・諸会費）</td><td>（ ）</td></tr> <tr><td>人 事 厚 生 費</td><td></td></tr> <tr><td>有 形 固 定 資 産 償 却</td><td></td></tr> <tr><td>無 形 固 定 資 産 償 却</td><td></td></tr> </tbody> </table>	区 分	金 額	人 件 費		報 酬 給 料 手 当		退 職 給 付 費 用		そ の 他		物 件 費		事 務 費		（うち旅費・交通費）	（ ）	（うち通信費）	（ ）	（うち事務機械賃借料）	（ ）	（うち事務委託費）	（ ）	固 定 資 産 費		（うち土地建物賃借料）	（ ）	（うち保全管理費）	（ ）	事 業 費		（うち広告宣伝費）	（ ）	（うち交際費・寄贈費・諸会費）	（ ）	人 事 厚 生 費		有 形 固 定 資 産 償 却		無 形 固 定 資 産 償 却	
区 分	金 額																																																																																
人 件 費																																																																																	
報 酬 給 料 手 当																																																																																	
退 職 給 付 費 用																																																																																	
そ の 他																																																																																	
物 件 費																																																																																	
事 務 費																																																																																	
（うち旅費・交通費）	（ ）																																																																																
（うち通信費）	（ ）																																																																																
（うち事務機械賃借料）	（ ）																																																																																
（うち事務委託費）	（ ）																																																																																
固 定 資 産 費																																																																																	
（うち土地建物賃借料）	（ ）																																																																																
（うち保全管理費）	（ ）																																																																																
事 業 費																																																																																	
（うち広告宣伝費）	（ ）																																																																																
（うち交際費・寄贈費・諸会費）	（ ）																																																																																
人 事 厚 生 費																																																																																	
減 価 償 却 費																																																																																	
(削る)																																																																																	
区 分	金 額																																																																																
人 件 費																																																																																	
報 酬 給 料 手 当																																																																																	
退 職 給 付 費 用																																																																																	
そ の 他																																																																																	
物 件 費																																																																																	
事 務 費																																																																																	
（うち旅費・交通費）	（ ）																																																																																
（うち通信費）	（ ）																																																																																
（うち事務機械賃借料）	（ ）																																																																																
（うち事務委託費）	（ ）																																																																																
固 定 資 産 費																																																																																	
（うち土地建物賃借料）	（ ）																																																																																
（うち保全管理費）	（ ）																																																																																
事 業 費																																																																																	
（うち広告宣伝費）	（ ）																																																																																
（うち交際費・寄贈費・諸会費）	（ ）																																																																																
人 事 厚 生 費																																																																																	
有 形 固 定 資 産 償 却																																																																																	
無 形 固 定 資 産 償 却																																																																																	

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第8号

改正案		現行	
そ の 他		そ の 他	
税 金		税 金	
合 計		合 計	
(記載上の注意) (略)		(記載上の注意) (略)	
(7) (略)		(7) (略)	
2. (略)		2. (略)	

改正案	現 行																																																																																										
<p>別紙様式第9号（第113条第1項関係）<span style="float: right;">（日本工業規格A4）</span></p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="font-size: 1.5em;">年 月 日から</span> <span style="font-size: 1.5em;">年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span></p> <p style="text-align: center;">(労働金庫名) _____ (所在地) _____</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(労働金庫名) (理事長) 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第1事業概況書</u></p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="font-size: 1.5em;">年 月 日から</span> <span style="font-size: 1.5em;">年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span></p> <p>1. ～14. (略)</p> <p>15. 単体自己資本比率 当期末現在</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">信用リスク・アセット算出手法</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:20%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出資金</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td>自己資本総額 (A+B) (C)</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td>  非累積的永久優先出資</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本準備金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">負債性資本調達手段及び これに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他資本剰余金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利益準備金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別積立金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>次期繰越金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出資金	千円	千円	自己資本総額 (A+B) (C)	千円	千円	非累積的永久優先出資			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額			優先出資申込証拠金			資本準備金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの			その他資本剰余金			利益準備金			期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの			特別積立金			次期繰越金						<p>別紙様式第9号（第113条第1項関係）<span style="float: right;">（日本工業規格A4）</span></p> <p style="text-align: center;">業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="font-size: 1.5em;">年 月 日から</span> <span style="font-size: 1.5em;">年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span></p> <p style="text-align: center;">(労働金庫名) _____ (所在地) _____</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(労働金庫名) (理事長) 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第1事業概況書</u></p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="font-size: 1.5em;">年 月 日から</span> <span style="font-size: 1.5em;">年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span></p> <p>1. ～14. (略)</p> <p>15. 単体自己資本比率 当期末現在</p> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; padding: 2px;">(新設)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:20%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出 資 金</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td>自己資本総額 (A+B) (C)</td> <td style="text-align: center;">千円</td> <td style="text-align: center;">千円</td> </tr> <tr> <td>  非累積的永久優先出資金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 本 準 備 金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">負債性資本調達手段及び これに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 資 本 剰 余 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 益 準 備 金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 別 積 立 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>次期繰越金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金	千円	千円	自己資本総額 (A+B) (C)	千円	千円	非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額			優先出資申込証拠金			資 本 準 備 金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの			そ の 他 資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金			期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの			特 別 積 立 金			次期繰越金					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																						
出資金	千円	千円	自己資本総額 (A+B) (C)	千円	千円																																																																																						
非累積的永久優先出資			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額																																																																																								
優先出資申込証拠金																																																																																											
資本準備金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの																																																																																								
その他資本剰余金																																																																																											
利益準備金			期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの																																																																																								
特別積立金																																																																																											
次期繰越金																																																																																											
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																						
出 資 金	千円	千円	自己資本総額 (A+B) (C)	千円	千円																																																																																						
非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額																																																																																								
優先出資申込証拠金																																																																																											
資 本 準 備 金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの																																																																																								
そ の 他 資 本 剰 余 金																																																																																											
利 益 準 備 金			期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの																																																																																								
特 別 積 立 金																																																																																											
次期繰越金																																																																																											

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第9号

改正案					現行						
その他			非同時決済取引に係る控除額			そ の 他			(新設)		
その他有価証券の評価差損	△	△	及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			その他有価証券の評価差損	△	△			
処分未済持分	△	△				処 分 未 済 持 分	△	△			
自己優先出資	△	△				自 己 優 先 出 資	△	△			
自己優先出資申込証拠金			内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			自己優先出資申込証拠金			(新設)		
営業権相当額	△	△				営 業 権 相 当 額	△	△			
のれん相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			のれん	△	△	(新設)		
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	基本的項目から控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス			(新設)			(新設)		
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△				(新設)					
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△	(新設)			控 除 項 目 不 算 入 額	△	△
			控除項目計 (D)						控 除 項 目 計 (D)		
基本的項目 (A)			自己資本額 (C-D) (E)			基 本 的 項 目 (A)			自 己 資 本 額 (C-D) (E)		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			資産 (オン・バランス) 項目			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目		
			オフ・バランス取引等項目						オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目		
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			一 般 貸 倒 引 当 金			(新設)		
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額			(新設)			(新設)		
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計 (F)			負 債 性 資 本 調 達 手 段 等			リ ス ク ・ ア セ ッ ト 等 計 (F)		
負債性資本調達手段						負 債 性 資 本 調 達 手 段					
期限付劣後債務及び期限付優先出資						期 限 付 劣 後 債 務 及 び 期 限 付 優 先 出 資					
補完的項目不算入額	△	△	Tier 1比率 (A/F)	%	%	補 完 的 項 目 不 算 入 額	△	△	T i e r 1 比 率 (A/F)	%	%
補完的項目 (B)			自己資本比率 (E/F)	%	%	補 完 的 項 目 (B)			自 己 資 本 比 率 (E/F)	%	%
(記載上の注意)					(記載上の注意)						
1. 本表には、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかど					1. 本表には、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかど						

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第9号

改正案	現行
<p><u>うかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u>に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2. 「単体自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第69条第1項第8号の単体自己資本比率をいう。</p> <p>3. 「<u>その他有価証券の評価差損</u>」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</p> <p>4. 「<u>信用リスク・アセット算出手法</u>」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</p> <p style="text-align: center;"><u>第2 貸借対照表</u></p> <p>第 期 末 年 月 日 現在 (労働金庫名)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) <u>資産の部の社債</u>（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</p> <p>(22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p>	<p><u>うかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u>に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2. 「単体自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第69条第1項第8号の単体自己資本比率をいう。</p> <p>3. 「<u>その他有価証券の評価差損</u>」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>第2 貸借対照表</u></p> <p>第 期 末 年 月 日 現在 (労働金庫名)</p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2. ～6. (略)</p> <p>第3～第5 (略)</p>

改正案			現 行		
別紙様式第9号の2（第113条第2項関係）			別紙様式第9号の2（第113条第2項関係）		
（日本工業規格A4）			（日本工業規格A4）		
<p>連 結 業 務 報 告 書</p> <p>〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p>（労働金庫名） （所在地）</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>（労働金庫名） （理事長）氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>連 結 業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p>（略）</p> <p>第1 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 事業概況書</p> <p>1. ～2. （略）</p> <p>3. 連結自己資本比率の状況</p>			<p>連 結 業 務 報 告 書</p> <p>〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p>（労働金庫名） （所在地）</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>（労働金庫名） （理事長）氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>連 結 業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p>（略）</p> <p>第1 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 事業概況書</p> <p>1. ～2. （略）</p> <p>3. 連結自己資本比率の状況</p>		
信用リスク・アセット算出手法			(新設)		
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
出資金	千円	千円	自己資本総額 (A+B) (C)	千円	千円
非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
資本剰余金					
利益剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		
連結子法人等の少数株主持分					
その他有価証券の評価差損	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
処分未済持分	△	△			
自己優先出資	△	△			

改正案			現 行		
別紙様式第9号の2（第113条第2項関係）			別紙様式第9号の2（第113条第2項関係）		
（日本工業規格A4）			（日本工業規格A4）		
<p>連 結 業 務 報 告 書</p> <p>〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p>（労働金庫名） （所在地）</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>（労働金庫名） （理事長）氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>連 結 業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p>（略）</p> <p>第1 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 事業概況書</p> <p>1. ～2. （略）</p> <p>3. 連結自己資本比率の状況</p>			<p>連 結 業 務 報 告 書</p> <p>〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p>（労働金庫名） （所在地）</p> <p>年 月 日</p> <p>殿</p> <p>（労働金庫名） （理事長）氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>連 結 業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p>（略）</p> <p>第1 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 事業概況書</p> <p>1. ～2. （略）</p> <p>3. 連結自己資本比率の状況</p>		
信用リスク・アセット算出手法			(新設)		
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末
出 資 金	千円	千円	自己資本総額 (A+B) (C)	千円	千円
非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額		
優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの		
資本剰余金					
利益剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの		
連結子会社の少数株主持分					
その他有価証券の評価差損	△	△	連結の範囲に含まれない金融子会社及び金融業務を営む子法人等、保険子法人等、金融業務を営む関連法人等の資本調達手段		
処分未済持分	△	△			
自己優先出資	△	△			

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第9号の2

改正案						現行					
自己優先出資申込証拠金			非同時決済取引に係る控除額及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額			自己優先出資申込証拠金			(新設)		
営業権相当額	△	△	内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額			営業権相当額	△	△	(新設)		
のれん相当額	△	△	PD/LGD方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額			のれん	△	△	(新設)		
為替換算調整勘定			基本的項目から控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つI/Oストリップス			(新設)			(新設)		
新株予約権						(新設)					
企業結合等により計上される無形固定資産相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△	(新設)			控除項目不算入額	△	△
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△	控除項目計(D)			(新設)			控除項目計(D)		
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額	△	△	自己資本額(C-D)(E)			(新設)			自己資本額(C-D)(E)		
基本的項目(A)						基本的項目(A)					
			資産(オン・バランス)項目						資産(オン・バランス)項目		
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額			オフ・バランス取引等項目			土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%に相当する額			オフ・バランス取引項目		
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額			一般貸倒引当金			(新設)		
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に25.0を乗じて得た額			(新設)			(新設)		
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(F)			負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計(F)		
負債性資本調達手段						負債性資本調達手段					
期限付劣後債務及び期限付優先出資						期限付劣後債務及び期限付優先出資					
補完的項目不算入額	△	△	Tier 1比率(A/F)	%	%	補完的項目不算入額	△	△	Tier 1比率(A/F)	%	%
補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%	補完的項目(B)			自己資本比率(E/F)	%	%

改正案	現 行																																																																																																																																																																																																																								
<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 本表には、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2. 「連結自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第69条第1項第10号の連結自己資本比率をいう。</p> <p>3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</p> <p>4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的內部格付手法又は先進的內部格付手法のいずれかを記載すること。</p> <p style="text-align: center;"><b>第2 連結財務諸表</b></p> <p>1. (略)</p> <p style="text-align: center;">2. ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(資産の部)</td> <td></td> <td>(負債の部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び預け金</td> <td></td> <td>預 金 積 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コールローン及び買入手形</td> <td></td> <td>譲 渡 性 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 現 先 勘 定</td> <td></td> <td>借 用 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引支払保証金</td> <td></td> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 入 金 銭 債 権</td> <td></td> <td>売 現 先 勘 定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金 銭 の 信 託</td> <td></td> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商 品 有 価 証 券</td> <td></td> <td>コマーシャル・ペーパー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td></td> <td>外 国 為 替</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸 出 金</td> <td></td> <td>そ の 他 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外 国 為 替</td> <td></td> <td>代 理 業 務 勘 定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 資 産</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 形 個 性 資 産</td> <td></td> <td>役 員 賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>退 職 給 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>の れ ん</td> <td></td> <td>特 別 法 上 の 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の無形固定資産</td> <td></td> <td>繰 延 税 金 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰 延 税 金 資 産</td> <td></td> <td>再評価に係る繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再評価に係る繰延税金資産</td> <td></td> <td>負 の の れ ん</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債 務 保 証 見 返</td> <td></td> <td>債 務 保 証</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸 倒 引 当 金</td> <td style="text-align: right;">△</td> <td>負 債 の 部 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(純資産の部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>出 資 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>優 先 出 資 申 込 証 拠 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資 本 剰 余 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>利 益 剰 余 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>処 分 未 済 持 分</td> <td style="text-align: right;">△</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資産の部)		(負債の部)		現金及び預け金		預 金 積 金		コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金		買 現 先 勘 定		借 用 金		債券貸借取引支払保証金		コールマネー及び売渡手形		買 入 金 銭 債 権		売 現 先 勘 定		金 銭 の 信 託		債券貸借取引受入担保金		商 品 有 価 証 券		コマーシャル・ペーパー		有 価 証 券		外 国 為 替		貸 出 金		そ の 他 負 債		外 国 為 替		代 理 業 務 勘 定		そ の 他 資 産		賞 与 引 当 金		有 形 個 性 資 産		役 員 賞 与 引 当 金		無 形 固 定 資 産		退 職 給 与 引 当 金		の れ ん		特 別 法 上 の 引 当 金		その他の無形固定資産		繰 延 税 金 負 債		繰 延 税 金 資 産		再評価に係る繰延税金負債		再評価に係る繰延税金資産		負 の の れ ん		債 務 保 証 見 返		債 務 保 証		貸 倒 引 当 金	△	負 債 の 部 合 計				(純資産の部)				出 資 金				優 先 出 資 申 込 証 拠 金				資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				処 分 未 済 持 分	△	<p>(記載上の注意)</p> <p>1. 本表には、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2. 「連結自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第69条第1項第10号の連結自己資本比率をいう。</p> <p>3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p style="text-align: center;"><b>第2 連結財務諸表</b></p> <p>1. (略)</p> <p style="text-align: center;">2. ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> <th style="width:25%;">科 目</th> <th style="width:12.5%;">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(資産の部)</td> <td></td> <td>(負債の部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>現金及び預け金</td> <td></td> <td>預 金 積 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>コールローン及び買入手形</td> <td></td> <td>譲 渡 性 預 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 現 先 勘 定</td> <td></td> <td>借 用 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債券貸借取引支払保証金</td> <td></td> <td>コールマネー及び売渡手形</td> <td></td> </tr> <tr> <td>買 入 金 銭 債 権</td> <td></td> <td>売 現 先 勘 定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>金 銭 の 信 託</td> <td></td> <td>債券貸借取引受入担保金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>商 品 有 価 証 券</td> <td></td> <td>コマーシャル・ペーパー</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 価 証 券</td> <td></td> <td>外 国 為 替</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸 出 金</td> <td></td> <td>そ の 他 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>外 国 為 替</td> <td></td> <td>代 理 業 務 勘 定</td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 資 産</td> <td></td> <td>賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>有 形 個 性 資 産</td> <td></td> <td>役 員 賞 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>無 形 固 定 資 産</td> <td></td> <td>退 職 給 与 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>の れ ん</td> <td></td> <td>特 別 法 上 の 引 当 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の無形固定資産</td> <td></td> <td>繰 延 税 金 負 債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>繰 延 税 金 資 産</td> <td></td> <td>再評価に係る繰延税金負債</td> <td></td> </tr> <tr> <td>再評価に係る繰延税金資産</td> <td></td> <td>負 の の れ ん</td> <td></td> </tr> <tr> <td>債 務 保 証 見 返</td> <td></td> <td>債 務 保 証</td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸 倒 引 当 金</td> <td style="text-align: right;">△</td> <td>負 債 の 部 合 計</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>(純資産の部)</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>出 資 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>優 先 出 資 申 込 証 拠 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>資 本 剰 余 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>利 益 剰 余 金</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>処 分 未 済 持 分</td> <td style="text-align: right;">△</td> </tr> </tbody> </table>	科 目	金 額	科 目	金 額	(資産の部)		(負債の部)		現金及び預け金		預 金 積 金		コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金		買 現 先 勘 定		借 用 金		債券貸借取引支払保証金		コールマネー及び売渡手形		買 入 金 銭 債 権		売 現 先 勘 定		金 銭 の 信 託		債券貸借取引受入担保金		商 品 有 価 証 券		コマーシャル・ペーパー		有 価 証 券		外 国 為 替		貸 出 金		そ の 他 負 債		外 国 為 替		代 理 業 務 勘 定		そ の 他 資 産		賞 与 引 当 金		有 形 個 性 資 産		役 員 賞 与 引 当 金		無 形 固 定 資 産		退 職 給 与 引 当 金		の れ ん		特 別 法 上 の 引 当 金		その他の無形固定資産		繰 延 税 金 負 債		繰 延 税 金 資 産		再評価に係る繰延税金負債		再評価に係る繰延税金資産		負 の の れ ん		債 務 保 証 見 返		債 務 保 証		貸 倒 引 当 金	△	負 債 の 部 合 計				(純資産の部)				出 資 金				優 先 出 資 申 込 証 拠 金				資 本 剰 余 金				利 益 剰 余 金				処 分 未 済 持 分	△
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																																																																																																																																																						
(資産の部)		(負債の部)																																																																																																																																																																																																																							
現金及び預け金		預 金 積 金																																																																																																																																																																																																																							
コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金																																																																																																																																																																																																																							
買 現 先 勘 定		借 用 金																																																																																																																																																																																																																							
債券貸借取引支払保証金		コールマネー及び売渡手形																																																																																																																																																																																																																							
買 入 金 銭 債 権		売 現 先 勘 定																																																																																																																																																																																																																							
金 銭 の 信 託		債券貸借取引受入担保金																																																																																																																																																																																																																							
商 品 有 価 証 券		コマーシャル・ペーパー																																																																																																																																																																																																																							
有 価 証 券		外 国 為 替																																																																																																																																																																																																																							
貸 出 金		そ の 他 負 債																																																																																																																																																																																																																							
外 国 為 替		代 理 業 務 勘 定																																																																																																																																																																																																																							
そ の 他 資 産		賞 与 引 当 金																																																																																																																																																																																																																							
有 形 個 性 資 産		役 員 賞 与 引 当 金																																																																																																																																																																																																																							
無 形 固 定 資 産		退 職 給 与 引 当 金																																																																																																																																																																																																																							
の れ ん		特 別 法 上 の 引 当 金																																																																																																																																																																																																																							
その他の無形固定資産		繰 延 税 金 負 債																																																																																																																																																																																																																							
繰 延 税 金 資 産		再評価に係る繰延税金負債																																																																																																																																																																																																																							
再評価に係る繰延税金資産		負 の の れ ん																																																																																																																																																																																																																							
債 務 保 証 見 返		債 務 保 証																																																																																																																																																																																																																							
貸 倒 引 当 金	△	負 債 の 部 合 計																																																																																																																																																																																																																							
		(純資産の部)																																																																																																																																																																																																																							
		出 資 金																																																																																																																																																																																																																							
		優 先 出 資 申 込 証 拠 金																																																																																																																																																																																																																							
		資 本 剰 余 金																																																																																																																																																																																																																							
		利 益 剰 余 金																																																																																																																																																																																																																							
		処 分 未 済 持 分	△																																																																																																																																																																																																																						
科 目	金 額	科 目	金 額																																																																																																																																																																																																																						
(資産の部)		(負債の部)																																																																																																																																																																																																																							
現金及び預け金		預 金 積 金																																																																																																																																																																																																																							
コールローン及び買入手形		譲 渡 性 預 金																																																																																																																																																																																																																							
買 現 先 勘 定		借 用 金																																																																																																																																																																																																																							
債券貸借取引支払保証金		コールマネー及び売渡手形																																																																																																																																																																																																																							
買 入 金 銭 債 権		売 現 先 勘 定																																																																																																																																																																																																																							
金 銭 の 信 託		債券貸借取引受入担保金																																																																																																																																																																																																																							
商 品 有 価 証 券		コマーシャル・ペーパー																																																																																																																																																																																																																							
有 価 証 券		外 国 為 替																																																																																																																																																																																																																							
貸 出 金		そ の 他 負 債																																																																																																																																																																																																																							
外 国 為 替		代 理 業 務 勘 定																																																																																																																																																																																																																							
そ の 他 資 産		賞 与 引 当 金																																																																																																																																																																																																																							
有 形 個 性 資 産		役 員 賞 与 引 当 金																																																																																																																																																																																																																							
無 形 固 定 資 産		退 職 給 与 引 当 金																																																																																																																																																																																																																							
の れ ん		特 別 法 上 の 引 当 金																																																																																																																																																																																																																							
その他の無形固定資産		繰 延 税 金 負 債																																																																																																																																																																																																																							
繰 延 税 金 資 産		再評価に係る繰延税金負債																																																																																																																																																																																																																							
再評価に係る繰延税金資産		負 の の れ ん																																																																																																																																																																																																																							
債 務 保 証 見 返		債 務 保 証																																																																																																																																																																																																																							
貸 倒 引 当 金	△	負 債 の 部 合 計																																																																																																																																																																																																																							
		(純資産の部)																																																																																																																																																																																																																							
		出 資 金																																																																																																																																																																																																																							
		優 先 出 資 申 込 証 拠 金																																																																																																																																																																																																																							
		資 本 剰 余 金																																																																																																																																																																																																																							
		利 益 剰 余 金																																																																																																																																																																																																																							
		処 分 未 済 持 分	△																																																																																																																																																																																																																						

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第9号の2

改正案			現行		
		自己優先出資 自己優先出資申込証拠金 会員勘定合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 為替換算調整勘定 評価・換算差額等合計 新株予約権 少数株主持分 純資産の部合計	△		自己優先出資 自己優先出資申込証拠金 会員勘定合計 その他有価証券評価差額金 繰延ヘッジ損益 土地再評価差額金 (新設) 評価・換算差額等合計 (新設) 少数株主持分 純資産の部合計
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		資産の部合計	負債及び純資産の部合計
(記載上の注意) 1. (略) (1)～(13) (略) (14) <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和51年大蔵省令第28号）第15号の6第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項</u> (15)～(16) (略) (17) <u>資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u> (18) 以上のほか、労働金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項 2. ～4. (略) 3. ～4. (略)				(記載上の注意) 1. (略) (1)～(13) (略) (14) <u>連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則第15号の6第1項から第4項までに規定する有価証券に関する事項</u> (15)～(16) (略) (新設) (17) 以上のほか、労働金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項 2. ～4. (略) 3. ～4. (略)	

改正案	現行																																																																																				
<p>別紙様式第10号（第113条第1項関係）<span style="float: right;">（日本工業規格A4）</span></p> <p style="text-align: center;"><b>業 務 報 告 書</b></p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;">年 月 日から 年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span></p> <p style="text-align: center;">（労働金庫連合会名） （所在地）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">（労働金庫連合会名） （理事長） 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第1 事業概況書</u></p> <p>第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;">年 月 日から 年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span></p> <p>1. ～14. （略）</p> <p>15. <u>単体自己資本比率</u> 当期末現在</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">信用リスク・アセット算出手法</div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出資金</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td>自己資本総額 (A+B) (C)</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> </tr> <tr> <td>  非累積的永久優先出資</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本準備金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">負債性資本調達手段及び これに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他資本剰余金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利益準備金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特別積立金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>次期繰越金</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出資金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B) (C)	百万円	百万円	非累積的永久優先出資			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額			優先出資申込証拠金			資本準備金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの			その他資本剰余金			利益準備金			期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの			特別積立金			次期繰越金			<p>別紙様式第10号（第113条第1項関係）<span style="float: right;">（日本工業規格A4）</span></p> <p style="text-align: center;"><b>業 務 報 告 書</b></p> <p style="text-align: center;">第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;">年 月 日から 年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span></p> <p style="text-align: center;">（労働金庫連合会名） （所在地）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">（労働金庫連合会名） （理事長） 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: center;"><u>第1 事業概況書</u></p> <p>第 期 <span style="font-size: 2em;">{</span> <span style="display: inline-block; vertical-align: middle;">年 月 日から 年 月 日まで</span> <span style="font-size: 2em;">}</span></p> <p>1. ～14. （略）</p> <p>15. <u>単体自己資本比率</u> 当期末現在</p> <div style="text-align: center; border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 0 auto; padding: 2px;">(新設)</div> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> <th style="width: 20%;">項 目</th> <th style="width: 10%;">前期末</th> <th style="width: 10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出 資 金</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td>自己資本総額 (A+B) (C)</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> </tr> <tr> <td>  非累積的永久優先出資金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資 本 準 備 金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="2">負債性資本調達手段及び これに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>そ の 他 資 本 剰 余 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利 益 準 備 金</td> <td></td> <td></td> <td rowspan="3">期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>特 別 積 立 金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>次期繰越金</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B) (C)	百万円	百万円	非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額			優先出資申込証拠金			資 本 準 備 金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの			そ の 他 資 本 剰 余 金			利 益 準 備 金			期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの			特 別 積 立 金			次期繰越金		
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																
出資金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B) (C)	百万円	百万円																																																																																
非累積的永久優先出資			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額																																																																																		
優先出資申込証拠金																																																																																					
資本準備金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの																																																																																		
その他資本剰余金																																																																																					
利益準備金			期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの																																																																																		
特別積立金																																																																																					
次期繰越金																																																																																					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																
出 資 金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B) (C)	百万円	百万円																																																																																
非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段 の意図的な保有相当額																																																																																		
優先出資申込証拠金																																																																																					
資 本 準 備 金			負債性資本調達手段及び これに準ずるもの																																																																																		
そ の 他 資 本 剰 余 金																																																																																					
利 益 準 備 金			期限付劣後債務及び期限 付優先出資並びにこれら に準ずるもの																																																																																		
特 別 積 立 金																																																																																					
次期繰越金																																																																																					

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第 10 号

改正案				
その他			非同時決済取引に係る控除額	
その他有価証券の評価差損	△	△	及び信用リスク削減手法として用いる保証又はクレジット・デリバティブの免責額に係る控除額	
処分未済持分	△	△		
自己優先出資	△	△		
自己優先出資申込証拠金			内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額	
営業権相当額	△	△		
のれん相当額	△	△	PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーの期待損失額	
企業結合により計上される無形固定資産相当額	△	△	基本的項目から控除分を除く、自己資本控除とされる証券化エクスポージャー及び信用補完機能を持つ I/O ストリップス	
証券化取引に伴い増加した自己資本相当額	△	△		
内部格付手法採用金庫において、期待損失額が適格引当金を上回る額の 50%相当額	△	△	控除項目不算入額	△
			控除項目計 (D)	
基本的項目 (A)			自己資本額 (C-D) (E)	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%相当額			資産 (オン・バランス) 項目	
			オフ・バランス取引等項目	
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相当額を 8% で除して得た額	
内部格付手法採用金庫において、適格引当金が期待損失額を上回る額			旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に 25.0 を乗じて得た額	
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計 (F)	
負債性資本調達手段				
期限付劣後債務及び期限付優先出資				
補完的項目不算入額	△	△	Tier 1 比率 (A/F)	%
補完的項目 (B)			自己資本比率 (E/F)	%

(記載上の注意)

1. 本表には、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかど

現 行				
そ の 他				(新設)
その他有価証券の評価差損	△	△		
処分未済持分	△	△		
自己優先出資	△	△		
自己優先出資申込証拠金				(新設)
営業権相当額	△	△		
のれん	△	△		(新設)
(新設)				(新設)
(新設)				
(新設)			控除項目不算入額	△
			控除項目計 (D)	
基本的項目 (A)			自己資本額 (C-D) (E)	
土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45%に相当する額			資産(オン・バランス)項目	
			オフ・バランス取引項目	
一般貸倒引当金				(新設)
(新設)				(新設)
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計 (F)	
負債性資本調達手段				
期限付劣後債務及び期限付優先出資				
補完的項目不算入額	△	△	T i e r 1 比率 (A/F)	%
補完的項目 (B)			自己資本比率 (E/F)	%

(記載上の注意)

1. 本表には、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかど

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第 10 号

改正案	現 行
<p><u>うかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u>に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2. 「<u>単体自己資本比率</u>」とは、労働金庫法施行規則第 69 条第 1 項第 8 号の単体自己資本比率をいう。</p> <p>3. 「<u>その他有価証券の評価差損</u>」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</p> <p>4. 「<u>信用リスク・アセット算出手法</u>」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 2 貸借対照表</u></p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(21) <u>資産の部の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであつて、当該社債の発行が証券取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額</u></p> <p>(22) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2. ～ 6. (略)</p> <p>第 3～第 5 (略)</p>	<p><u>うかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準</u>に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2. 「<u>単体自己資本比率</u>」とは、労働金庫法施行規則第 69 条第 1 項第 8 号の単体自己資本比率をいう。</p> <p>3. 「<u>その他有価証券の評価差損</u>」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: center;"><u>第 2 貸借対照表</u></p> <p>(略)</p> <p>(記載上の注意)</p> <p>1. (略)</p> <p>(1)～(20) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(21) 以上のほか、財産の状態を正確に判断するために必要な事項</p> <p>2. ～ 6. (略)</p> <p>第 3～第 5 (略)</p>

改正案	現 行																																																																																				
<p>別紙様式第 10 号の 2（第 113 条第 2 項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">(労働金庫連合会名) 所在地</p> <hr/> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(労働金庫連合会名) (理 事 長) 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>連 結 業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 事業概況書</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 連結自己資本比率の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">信用リスク・アセット算出手法</td> </tr> </table>	信用リスク・アセット算出手法	<p>別紙様式第 10 号の 2（第 113 条第 2 項関係）</p> <p style="text-align: right;">（日本工業規格 A 4）</p> <p style="text-align: center;">連 結 業 務 報 告 書</p> <p style="text-align: center;">〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕</p> <p style="text-align: center;">(労働金庫連合会名) 所在地</p> <hr/> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">(労働金庫連合会名) (理 事 長) 氏 名 印</p> <p>年 月 日から 年 月 日までの事業の成績を次のとおり報告いたします。</p> <p style="text-align: center;"><u>連 結 業 務 報 告 書</u> 目 次</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">第 1 〔 年 月 日から 年 月 日まで 〕 事業概況書</p> <p>1. ～ 2. (略)</p> <p>3. 連結自己資本比率の状況</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center;">(新設)</td> </tr> </table>	(新設)																																																																																		
信用リスク・アセット算出手法																																																																																					
(新設)																																																																																					
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出資金</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td>自己資本総額 (A+B) (C)</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> </tr> <tr> <td>非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株</td> <td></td> <td></td> <td>他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> <td>負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本剰余金</td> <td></td> <td></td> <td>期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利益剰余金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結子法人等の少数株主持分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出資金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B) (C)	百万円	百万円	非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの			利益剰余金						連結子法人等の少数株主持分						<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> <th style="width:25%;">項 目</th> <th style="width:10%;">前期末</th> <th style="width:10%;">当期末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>出 資 金</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td>自己資本総額 (A+B) (C)</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> </tr> <tr> <td>非累積的永久優先出資金</td> <td></td> <td></td> <td>他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>優先出資申込証拠金</td> <td></td> <td></td> <td>負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>資本剰余金</td> <td></td> <td></td> <td>期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>利益剰余金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>連結子会社の少数株主持分</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末	出 資 金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B) (C)	百万円	百万円	非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額			優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの			資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの			利益剰余金						連結子会社の少数株主持分					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																
出資金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B) (C)	百万円	百万円																																																																																
非累積的永久優先出資及び非累積的永久優先株			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額																																																																																		
優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの																																																																																		
資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの																																																																																		
利益剰余金																																																																																					
連結子法人等の少数株主持分																																																																																					
項 目	前期末	当期末	項 目	前期末	当期末																																																																																
出 資 金	百万円	百万円	自己資本総額 (A+B) (C)	百万円	百万円																																																																																
非累積的永久優先出資金			他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額																																																																																		
優先出資申込証拠金			負債性資本調達手段及びこれに準ずるもの																																																																																		
資本剰余金			期限付劣後債務及び期限付優先出資並びにこれらに準ずるもの																																																																																		
利益剰余金																																																																																					
連結子会社の少数株主持分																																																																																					

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第 10 号の 2

改正案						現 行					
その他有価証券の評価差損	△	△	連結の範囲に含まれない金融 子会社及び金融業務を営む子 法人等、保険子法人等、金融 業務を営む関連法人等の資本 調達手段			その他有価証券の評価差損	△	△	連結の範囲に含まれない 金融子会社及び金融業務 を営む子法人等、保険子 法人等、金融業務を営む 関連法人等の資本調達手 段		
処分未済持分	△	△				処 分 未 済 持 分	△	△			
自己優先出資	△	△				自 己 優 先 出 資	△	△			
自己優先出資申込証拠金			非同時決済取引に係る控除額 及び信用リスク削減手法とし て用いる保証又はクレジット ・デリバティブの免責額に 係る控除額			自己優先出資申込証拠金	—	—	(新設)		
営業権相当額	△	△	内部格付手法採用金庫におい て、期待損失額が適格引当金 を上回る額の 50%相当額			営 業 権 相 当 額	△	△	(新設)		
のれん相当額	△	△	PD/LGD 方式の適用対象とな る株式等エクスポージャーの 期待損失額			のれん	△	△	(新設)		
為替換算調整勘定			基本的項目から控除分を除 く、自己資本控除とされる証 券化エクスポージャー及び信 用補充機能を持つ I/O ストリ ップス			(新設)			(新設)		
新株予約権						(新設)					
企業結合等により計上される 無形固定資産相当額	△	△	控除項目不算入額	△	△	(新設)			控 除 項 目 不 算 入 額	△	△
証券化取引に伴い増加した自 己資本相当額	△	△	控除項目計 (D)			(新設)			控 除 項 目 計 (D)		
内部格付手法採用金庫におい て、期待損失額が適格引当金 を上回る額の 50%相当額	△	△	自己資本額 (C-D) (E)			(新設)			自 己 資 本 額 (C-D) (E)		
基本的項目 (A)						基 本 的 項 目 (A)					
			資産 (オン・バランス) 項目						資 産 (オ ン ・ バ ラ ン ス) 項 目		
土地の再評価額と再評価の直 前の帳簿価額の差額の 45%相 当額			オフ・バランス取引等項目			土 地 の 再 評 価 額 と 再 評 価 の 直 前 の 帳 簿 価 額 の 差 額 の 4 5 % に 相 当 す る 額			オ フ ・ バ ラ ン ス 取 引 項 目		
一般貸倒引当金			オペレーショナル・リスク相 当額を 8% で除して得た額			一 般 貸 倒 引 当 金			(新設)		
内部格付手法採用金庫におい て、適格引当金が期待損失額 を上回る額			旧所要自己資本の額に告示に 定める率を乗じて得た額が新 所要自己資本の額を上回る額 に 25.0 を乗じて得た額			(新設)			(新設)		

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第 10 号の 2

改正案						現 行																													
負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計 (F)			負債性資本調達手段等			リスク・アセット等計 (F)																										
<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">負債性資本調達手段</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期限付劣後債務及び期限付優先出資</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	負債性資本調達手段						期限付劣後債務及び期限付優先出資											<table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width:15%;">負債性資本調達手段</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>期限付劣後債務及び期限付優先出資</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	負債性資本調達手段						期限付劣後債務及び期限付優先出資										
負債性資本調達手段																																			
期限付劣後債務及び期限付優先出資																																			
負債性資本調達手段																																			
期限付劣後債務及び期限付優先出資																																			
補充的項目不算入額	△	△	Tier 1 比率 (A/F)	%	%	補充的項目不算入額	△	△	T i e r 1 比率 (A/F)	%	%																								
補充的項目 (B)			自己資本比率 (E/F)	%	%	補充的項目 (B)			自己資本比率 (E/F)	%	%																								
<u>(記載上の注意)</u>						<u>(記載上の注意)</u>																													
<p>1. 本表には、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2. 「連結自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第 69 条第 1 項第 10 号の連結自己資本比率をいう。</p> <p>3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</p> <p>4. 「信用リスク・アセット算出手法」欄は、標準的手法、基礎的内部格付手法又は先進的内部格付手法のいずれかを記載すること。</p>						<p>1. 本表には、「労働金庫法第九十四条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき労働金庫及び労働金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するために金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準」に係る算式に基づき算出した数値を記載すること。</p> <p>2. 「連結自己資本比率」とは、労働金庫法施行規則第 69 条第 1 項第 10 号の連結自己資本比率をいう。</p> <p>3. 「その他有価証券の評価差損」欄は、算出した金額が負の値である場合に限り税効果調整後の金額を記載すること。</p> <p><u>(新設)</u></p>																													
第 2 連結財務諸表						第 2 連結財務諸表																													
1. (略)						1. (略)																													
2. ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表						2. ( 年 月 日現在) 連結貸借対照表																													
(単位：百万円)						(単位：百万円)																													
科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額	科 目	金 額																								
(資産の部)		(負債の部)		(資産の部)		(負債の部)		(資産の部)		(負債の部)																									
現金		預金		現金		預金		現金		預金																									
預け金		譲渡性預金		預け金		譲渡性預金		預け金		譲渡性預金																									
コールローン及び買入手形		借入金		コールローン及び買入手形		借入金		コールローン及び買入手形		借入金																									
買現先勘定		コールマネー及び売渡手形		買現先勘定		コールマネー及び売渡手形		買現先勘定		コールマネー及び売渡手形																									
債券貸借取引支払保証金		売現先勘定		債券貸借取引支払保証金		売現先勘定		債券貸借取引支払保証金		売現先勘定																									
買入金銭債権		債券貸借取引受入担保金		買入金銭債権		債券貸借取引受入担保金		買入金銭債権		債券貸借取引受入担保金																									
金銭の信託		コマーシャル・ペーパー		金銭の信託		コマーシャル・ペーパー		金銭の信託		コマーシャル・ペーパー																									
商品有価証券		外国為替		商品有価証券		外国為替		商品有価証券		外国為替																									
有価証券		その他負債		有価証券		その他負債		有価証券		その他負債																									
貸出金		代理業務勘定		貸出金		代理業務勘定		貸出金		代理業務勘定																									
外国為替		賞与引当金		外国為替		賞与引当金		外国為替		賞与引当金																									
その他資産		役員賞与引当金		その他資産		役員賞与引当金		その他資産		役員賞与引当金																									
有形固定資産		退職給付引当金		有形固定資産		退職給付引当金		有形固定資産		退職給付引当金																									
無形固定資産		特別法上の引当金		無形固定資産		特別法上の引当金		無形固定資産		特別法上の引当金																									
のれん		繰延税金負債		のれん		繰延税金負債		のれん		繰延税金負債																									

○労働金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省・労働省令第一号） 別紙様式第 10 号の 2

改正案				現 行			
その他の無形固定資産		再評価に係る繰延税金負債		その他の無形固定資産		再評価に係る繰延税金負債	
繰延税金資産		負ののれん		繰延税金資産		負ののれん	
再評価に係る繰延税金資産		債務保証		再評価に係る繰延税金資産		債務保証	
債務保証見返		負債の部合計		債務保証見返		負債の部合計	
貸倒引当金	△	(純資産の部)		貸倒引当金	△	(純資産の部)	
		出 資 金				出 資 金	
		優先出資申込証拠金				優先出資申込証拠金	
		資本剰余金				資本剰余金	
		利益剰余金				利益剰余金	
		処分未済持分				処分未済持分	
		自己優先出資	△			自己優先出資	△
		自己優先出資申込証拠金	△			自己優先出資申込証拠金	△
		会員勘定合計				会員勘定合計	
		その他有価証券評価差額金				その他有価証券評価差額金	
		繰延ヘッジ損益				繰延ヘッジ損益	
		土地再評価差額金				土地再評価差額金	
		為替換算調整勘定				為替換算調整勘定	
		評価・換算差額等合計				評価・換算差額等合計	
		新株予約権				新株予約権	
		少数株主持分				少数株主持分	
		純資産の部合計				純資産の部合計	
資産の部合計		負債及び純資産の部合計		資産の部合計		負債及び純資産の部合計	
(記載上の注意)				(記載上の注意)			
1. (略)				1. (略)			
(1)~(16) (略)				(1)~(16) (略)			
(17) 資産の部の有価証券中の社債（当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が証券取引法第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。）に係る保証債務の額				(17) 以上のほか、労働金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項			
(18) 以上のほか、労働金庫及びその子会社等の財産の状態を正確に判断するために必要な事項				2. ~ 4. (略)			
2. ~ 4. (略)				3. ~ 4. (略)			